

コーエイリサーチ&コンサルティング
次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022（令和4年）1月 1日～ 2024（令和6）年 6月30日までの2年6ヵ月の間

2. 内容

目標1：育児休業等の制度についてイントラネット内に特設ページを設置して従業員に周知し、事業運営会議等を通じて管理職に対し制度の周知を図る。

<対策>

- 2022 年度～ 制度に関する特設ページの作成・配信。管理職に対し事業運営会議にて制度の周知を実施する。

目標2：社員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間7日以上とする。

<対策>

- 2022 年 1 月～ 年次有給休暇の年間取得状況を把握する
- 2022 年 1 月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 2022 年 4 月～ イン트라ネットや事業運営会議等で休暇取得の推進を行う